



●インターネット上で人権侵害があったときの対応

インターネット上に会社や社員など関係者を誹謗中傷したり、企業の価値を損なう不当な情報掲載を無視できません。侵害する情報が掲載されても、発信者が誰か分からないことも多く、被害者が直接被害を回復するのは困難です。

そこで被害者は、プロバイダに対し、発信者の情報の開示請求をしたり、人権侵害情報の削除を依頼することができます。*プロバイダとはサーバの管理・運営者のことです。

●発信者情報開示請求権

被害者は、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます。

(第4条第1項)

●削除請求・検索結果削除請求

権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダに削除依頼をすることができます。

それを受けたプロバイダはそれを情報発信者に照会し、7日間経過しても発信者から同意が得られなかった場合は、該当する情報の公開を止めたり削除するなどの措置をとることができます。また、Googleでは、専用フォームを用意して検索結果の削除請求に対応しています。

***プロバイダから情報発信者に意見照会をした時点で、情報発信者が自主的に削除することも多いですから、やってみる価値はあるでしょう。**

●しかし、あまり期待できない。

この請求に対し、プロバイダが任意で応じる可能性は低いです。

Googleも検索結果削除に応じるか、何とも言えません。

●法務局も対応している

法務局では、人権侵害情報の削除依頼の方法について助言を行うなど、被害者自らが被害の回復を図るための手助けをします。

被害者自ら削除を求めることが困難な場合や被害者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない場合などには、法務局が、プロバイダなどへの削除の要請を行います。

しかし、法務局が対応してくれるのは、名誉毀損やプライバシー侵害など一定のものに限られるので、削除依頼の相談があった場合でも、必ずしも全部について対応してもらえるわけではありません。

●最終的には法的手続

削除を求める仮処分を裁判所へ申し立てます。仮処分決定が出ると、プロバイダが情報を削除します。仮処分決定を受けるためには裁判所が定める金額を担保として供託することになります。*担保金は最終的には返還されます。



●定年後の再雇用の賃金

長澤運輸事件（東京地裁 平28.5.13）

東京地裁は「コスト増大を避けつつ高齢者の雇用を確保するために、再雇用後の賃金を下げることは合理的だが、仕事内容が同じ場合は賃金格差があってはならない」と指摘しました。

★職務の内容及び配置の範囲が同一であるにもかかわらず、**賃金を引き下げるのは違法だと判決**を下しました。

東京地裁の判決は定年後の賃金改定ができない、世の中が変わる衝撃的な判決であり、我々も今後の対応を憂慮しました。

●その後…

上告の結果（東京高裁 平28.11.2）

①定年後再雇用では仕事内容が同じでも賃金が下がるのは一般的で社会的にも容認されている。

②定年後再雇用の賃金を引き下げるは公序良俗に違反するとは言えない。として**定年後の賃金改定を適法としました。*東京地裁の判決を否定**

●裁判官とは何者なののでしょうか？

東京地裁の判決には異論が多数ありました。実は過去に同じ内容の〇〇運輸事件があり（大阪高裁 平22.9.14）は定年後の賃金改定を認めているのです。東京地裁が大阪高裁の判決をひっくり返したから専門家はびっくりです！裁判官は過去の判例などを勉強・研究しないのでしょうか？労働争議は、行政や裁判所は最初から労働者の味方としてスタートするのが典型的ですね。天秤は平衡ではありません、「労働者>会社」という状態からスタートします。裁判所は明らかに「労働者>会社」であり、もの凄い偏りを感じます。我々も労働審判や労働問題のあっせんや調停などで社長と同席して、答弁などをサポートする機会も多いですが、裁判官の言い分を聞いていると「???'ということも多く、連携している弁護士も「地裁の裁判官は世間を知らない人が多く、釈然としない変な判決が多いですよ」と言っているとおりで、裁判官に「わかってない人だ」と言ったこともあります。まずは「均衡」な立場からスタートしてもらいたいものです。